

民事訴訟におけるビデオリンク方式による尋問について

性犯罪被害者などに法定で証言させることは、苦痛を与えることにつながります。

証人に呼ばれることによる苦痛を和らげるために刑事訴訟法で規定され2001年からビデオリンク方式が導入されました。

2006年以降は民事裁判でも裁判長の指揮によって使用されるようになり、2009年に民事訴訟法に規定されました。

「ビデオリンク方式による尋問」とは、尋問を行う法廷とは別の場所にいる証人や当事者本人に対して、法廷にいる訴訟関係人（裁判官、訴訟代理人弁護士など）が、法廷内に設置されたテレビモニターを用いて、尋問を行うことをいいます。

ビデオリンク方式による尋問は、①事案の性質②証人等の年齢や心身の状態③証人と当事者本人との関係④その他の事情を考慮して、証人等が裁判長や当事者が在席する場所で陳述すると、圧迫を受けて精神の平穏を著しく害されるおそれがあり、裁判所が相当と認めるときに利用されます（民事訴訟法第204条2号）。

例えば、原告が、被告が行った犯罪の被害者である場合に、被告や傍聴人が在席する場所で、自分が受けた被害について証言することは、心理的にとても負担になると思われます。

このような場合にビデオリンク方式を利用し、被告や傍聴人がいる法廷とは別の場所で証言することによって、原告の精神的な不安や緊張感を軽減することが期待できます。

ビデオリンク方式による尋問のイメージ

